

# 妊婦健康診査費用の一部助成について

宇陀市では妊婦健康診査の費用の一部助成を実施しています。健診を受ける医療機関(助産院)によって助成の受け方が異なります

## A 宇陀市と委託契約を結んでいる県内医療機関・助産院

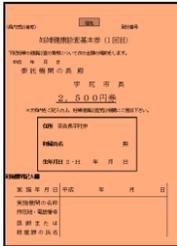
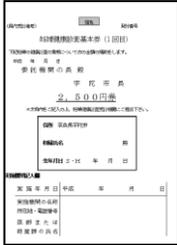
妊婦健康診査補助券にて健診費用を助成します。

～基本券と追加券の使い方～

- ・ 補助券には「妊婦健康診査基本券」と「妊婦健康診査追加券」があります。
- ・ 基本券は受診のたびに(14回目の受診まで)1枚ずつ利用できます。
- ・ 追加券は基本券と組み合わせて必要な枚数をご利用ください。



補助券綴りに  
綴っています

	<妊婦健康診査基本券> 14枚	+	<妊婦健康診査追加券> 30枚
受診回数	1回の受診に1枚使えます。		1回目～14回目の間に自由に26枚使えます。
1回目 ～ 14回目	(橙色) 	+	(白色) 
	◎裏面は各妊婦健診で実施した内容を医療機関が記入します。		

※追加券の使用枚数は医療機関とご相談ください

## B A以外の県内医療機関・助産院または県外医療機関・助産院

健診費用の全額を立て替えてお支払いいただき、のちに上限額まで払い戻しさせていただきます。

別添の「(県外受診者用)妊婦健康診査費用請求明細書」を医療機関で証明していただき、申請者の住所・氏名・電話番号・口座振込み先を記入、押印の上、領収書(原本)とあわせて宇陀市役所健康増進課に申請してください。但し、申請は最後に受診した日から2か月以内をお願いします。